

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

◇ 告

示 保険医等の登録

目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの
と、精業者の業者登録

米飯提供業者の業者登録

土地改良事業の認可 (二件)

国有財産の用途廃止

土地収用法による土地の立入り

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定 (二件)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示

風俗営業等取締法による聴聞

◇ 公 告

農業改良普及員資格試験等の実施

告 示

鳥取県告示第五百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|---------|-----------|--------------|
| 江 木 徹 | 鳥医第一、八九二号 | 昭和四十九年六月二十七日 |
| 菅 村 昭 夫 | 鳥医第一、八九三号 | " |
| 福 島 正 宣 | 鳥医第 二八一号 | " |
| 佐 野 礼 子 | 鳥医第 二八二号 | " |

鳥取県告示第六百号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに國

民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|---------|------------------|------------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
| 豊増歯科医院 | 岩美郡福部村大字細川六六六番地一 | 昭和四十九年七月一日 |

鳥取県告示第六百一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|---------|------------------|----------|------------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理の年月日 |
| 豊増歯科医院 | 岩美郡福部村大字細川六六六番地一 | 全国 | 昭和四十九年七月一日 |

鳥取県告示第六百二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|------------|---------|--------------|
| 登録の記号及び番号 | 氏 名 | 登 録 の 年 月 日 |
| 鳥国医第一、八九二号 | 江 木 徹 | 昭和四十九年六月二十七日 |
| 一、八九三号 | 菅 村 昭 夫 | 〃 |
| 鳥国薬第一、二八一号 | 福 島 正 宣 | 〃 |
| 〃 二八二号 | 佐 野 礼 子 | 〃 |
| 〃 二八三号 | 大 坪 夏 絵 | 昭和四十九年七月六日 |
| 鳥国歯第一、三一九号 | 千 阪 正 則 | 〃 |
| 〃 三二〇号 | 角 田 博 | 〃 |

鳥取県告示第六百三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の業者登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号

登録年月日

氏名又は名称

倉振第一号

四九、六、一四

鳥取県中部米穀卸協同組合
理事長 小綿寅雄

鳥取県告示第六百四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、

登録番号

登録年月日

氏名又は名称

鳥振第五号

四九、四、八

ときわ細谷律子

〃 六〃

四九、五、一四

食道楽田中節子

〃 七〃

四九、六、二四

浅井食堂浅井和博

倉振第五号

四九、五、二

ロビー宇山貞野

米振第二号

四九、六、一四

なりた成田実

鳥取県告示第六百五号

関金土地改良区から申請のたつた土地改良(浅井地区維持管理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月十一日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六号

国府町から申請のあつた町営土地改良(宇倍野地区ほ場整備)事業は、

住 所

住 所

営業所の住所

倉吉市旭田町二一番地

倉吉市不入岡字新名原一六番四

同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

住 所

住 所

営業所の住所

気高郡鹿野町大字今市八八二

気高郡鹿野町大字今市鎌名六六一七の一

〃 気高町大字勝見六一六〇の六

〃 気高町大字勝見六九五の三五

鳥取市南町三二二

鳥取市安長吉衛田六九〇の一

東伯郡東伯町大字徳方二八〇

住所に同じ

境港市佐斐神町一四六六

〃

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月十六日から用途廃止した。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|---------------------|---|----------------|-----|
| 場 | 所 | 面積 (平方メートル) | 用途 |
| 西伯郡岸本町大殿字西田一〇七〇番一地主 | | 六二・〇六 | 道路敷 |

鳥取県告示第六百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道五十三号改築（河原バイパス）事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市八坂、円通寺、長谷、赤子田、向国安、竹生及び倭人、河原町稲常、片山、今在家、山手、徳吉、布袋、袋河原、渡一ツ木、河原、長瀬、曳田、佐貫、和奈見、六日市、釜口、高福、下佐貫、八日市及び水根並びに用瀬町馬橋、用瀬、美成、余井及び鷹狩

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十九年七月十六日から昭和四十九年十月十五日まで

鳥取県告示第六百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年十一月二十七日 鳥取県指令受米土総第千二百八十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市商栄町一九五番地

大和電気空調設備株式会社

取締役社長 道田啓仁

鳥取県告示第六百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年七月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 申請人の住所及び氏名 | 米子市中島 四〇三の三 大協ハウジング 株式会社 代表取締役 金山 綾章 | 米子市富益町字米川西七 四四七 七の一、四四七七の二の一部、四四 七七の九、四四七七の一〇、四四九 四の二、四四七七の七・四四七七の 八・四四七七の九・四四七七の一〇 地先堤塘敷、四四七九地先堤塘敷の 一部、四四七七の七・四四七七の 八・四四七七の九・四四七七の一〇 地先水路、四四七九地先水路の一部、 字米川西入四五四一の一、四五四 一の七、四五四一の八、四五四一の 九、四五四二の四の一部、四五四一 の七・四五四一の八・四五四一の九 地先堤塘敷、四五四一の一・四五四 一の二・四五五一・四五五二の一・ 四五五二の二地先農道、四五四一の 七・四五四一の八・四五四一の九地 先水路 | 道路の幅員及び延長 幅員 六メートル 延長 八四〇・六 メートル |
|------------|---|---|---|

鳥取県告示第六百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年七月十六日次のとおり指定したので、

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十九年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|------------|--|---|--|
| 申請人の住所及び氏名 | 倉吉市山根 五四二ノ一 伯耆開発株式会社 代表取締役 河金 敬治 | 道路の位置の指定場所 倉吉市上余戸字堂面四七五ノ四の 一部、四七五ノ六、四七五ノ六地水 路、四七五ノ六地先河川敷 | 道路の幅員及び延長 幅員 六メートル 延長 一〇八・八五 メートル |
|------------|--|---|--|

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

昭和四十九年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十九年七月十八日 午後三時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二〇番地 鳥取県庁第二応接室
- 三 議題 参議院議員通常選挙の結果について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十六日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年七月二十五日、午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市元町三二六番地

衣 川 光 枝

東伯郡三朝町大字砂原三三二の二番地

北 川 登

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び

生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和49年 7月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

昭和49年10月23日から10月25日まで

2 試験場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和49年 8月10日から 9月 9日まで

（郵送の場合は、9月9日までの消印のあるものは有効とする。）

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部農業改良課

7 その他

試験について不明の点は、鳥取県農林部農業改良課に照会すること。